

令和 7 年度 第 1 回
東大和市介護保険運営協議会会議録

東大和市健福祉部介護保険課

令和7年度第1回東大和市介護保険運営協議会会議要録

1 日時

令和7年8月19日（火）午後7時00分から午後7時55分まで

2 場所

東大和市役所会議棟第1、2会議室

3 出席者氏名

（1）協議会委員

竹原 厚三郎、小島 基永、齊藤 弘子、水落 宏、松岡 寛、吉沢 寿子、
米持 尚利、山手 威人、沖 育子、細野 恵理子、齊藤 寛、金城 香里、
尾崎 尚史

（2）事務局

関根健幸福祉部保険担当部長兼計画担当課長事務取扱、里見介護保険課長、
川田地域福祉課長、鮫島介護保険課介護保険係長、西尾介護保険課介護給付係長、
晴山介護保険課地域包括ケア推進係主任、田中地域福祉課高齢者支援係長

4 会議の公開・非公開

公開（傍聴者なし）

5 議事

（1）地域包括支援センター運営協議会委員の選任について

委員の交代により後任が必要。規則第5条に基づき、運営協議会会長が専門部会（地域包括支援センター運営協議会）委員を指名・決定。後任候補として吉沢委員が指名され、異議なく承認。

（2）令和6年度東大和市地域包括支援センター運営協議会の報告

事務局から資料に基づき説明。

- ・令和6年度は、2回開催。
- ・第1回は、令和6年7月23日に開催し、部会長と副部会長の選出、地域密着型サービス事業所の指定に関すること及び介護予防支援事業者の指定に関することについて意見聴取、令和5年度の高齢者ほっと支援センターの運営状況及び実績報告、令和6年度事業計画に関して、事務局及びほっと支援センターから報告を行った。
- ・第2回は、令和7年2月4日開催し、地域密着型サービス事業所の指定に関する意見聴取、指定介護予防支援事業所の計画作成の委託状況及び地域密着型サービス事業所の指定状況の報告、令和7年度高齢者ほっと支援センター事業方針の承認、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について、令和6年度介護保険法施

行規則の改正内容と、改正に伴う東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の改正手続の状況について報告を行った。質疑等はなし。

(3) 第10期介護保険事業計画策定等に関する令和7年度における業務スケジュールについて

事務局から資料に基づき説明を行った。

- ・今年度実施するアンケート調査及び来年度に実施する計画策定支援業務を一体的に円滑に実施するため、プロポーザル方式による選定を行った。優先交渉権者については、第9期介護保険事業計画の策定支援業務の委託業者と同じ株式会社ぎょうせいとなった。今現在、契約に向けた詳細な協議を行っている
- ・国及び東京都による説明会等の開催状況について、国は8月に、順次動画及び資料を配信する形で事業計画の作成準備について説明を行っている。東京都は地域包括ケアの見える化システムの操作説明研修会等が7月から順次動画配信している。
- ・今後のスケジュールについては、9月の優先交渉権者との契約締結後に、アンケート内容を検討、11月中にアンケート内容を決定し、12月には介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等を実施できるように進める。1月から2月にかけて調査結果を集計し、3月中に調査結果報告書を取りまとめる予定。

【質疑等】

委員 アンケートの内容等は。選定された業者を含めて詰めていくのか。それとも、素案が出て、それを協議会で詰めるということか

→事務局 今後の作業は、市と業者で素案を作成し、運営協議会でそれに対し意見をいただき、案を作成する。

委員 選定の結果、前回と同じ業者ということで、他の業者と比べてデータとかに詳しいことから、少し立ち入った内容の話ができると思うが、少し風通しをよくするためにほかの業者にすることも考える必要があるのではないか。

→事務局 今回は業者の応募が1者だったため、その業者が選定基準を満たしているか否かを判断し、決定した。今回の10期に関しては、より見やすさ、分かりやすさ、伝わりやすさを検討した内容にしていきたいと考えている。

(4) 東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の令和6年度実施状況報告(草案)について

事務局から資料に基づき、本資料は、校正途中のため、最終原稿では変更箇所が出ること、内容として、高齢者の現状と見込み、高齢化率・後期高齢化率、認定者数・認定率、介護度別の認定者の割合及び各種事業に対する評価を9期の計画の重点目標に掲げた事業の中から報告を行った。

【質疑等】

委員 ナンバー21の高齢者ほっと支援センターの運営で、年間相談延べ件数にばら

つきがあるが、その理由は何か。

→事務局 年間相談延べ件数にばらつきがあるのは、地域ごとの高齢化率や地域特性によるものである。

委員 3 ページで、認定者数の総数及び認定率はともに増加傾向にあり、認定者数については推計値を下回っているということだが、確かに、4 ページの要介護の認定者数の推計値の割合は全体的に介護度別の実績が下回っているが、要支援の認定者数の推計値を上回っているというのが、それぞれの割合が推計値よりも下回っているのに人数が上回っているということがよく分からない。

委員 グラフに実数は入らないのか。4 ページのグラフの下の部分に実数が入ると分かりやすいと思う。

→事務局 数字が分かるような形で資料を修正します。

委員 ナンバー28、この無保険者等というのは具体的にはどういう方が対象か。また、25 ページの居宅サービスの充実で、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防リハ、次の26 ページの訪問介護、訪問看護、訪問リハ、居宅管理指導、これが量に対して給付費の量がすごく減っているにもかかわらず給付費が伸びている。あと、居宅療養の管理指導は、量は213%にもかかわらず金額ベースですと103%、それも26 ページの要介護の方の居宅療養管理指導も、量からすると200%近いが、金額で見ると95%にとどまっているという。量と数字はある程度は比例していかないと。倍も違っている。原因は何か。

→事務局 1 点目、17 ページのナンバー28の各健診の実績の項目のところの無保険者等とは、当市の健診の場合、市内在住の40 歳以上の方で生活保護受給者などの健康保険未加入者である。

2 点目については、人や回数で把握するのがよいと思うが、月単位で把握している。1 人としてカウントしても、その人が、その月少ししか使っていない場合、例えば月の途中や特に後半から使った場合、給付費は大きく伸びないが、1 人としてカウントされる。反対に、月初めから使っていれば、給付費は高くなるが、回数ではなく人でカウントすると1 人となる。どちらも同じ1 人なので、カウントの仕方でそうなっていると思われる。

また、給付費は令和6 年度に報酬改定があり、全体的に上がっている。実際に、施設のサービス費は前年と利用状況がほとんど変わらなくても、金額はある程度上がっている。報酬改定の影響と、人や回数のカウントの関係によるものと考えている。次回までにもう一度数字を精査する。

委員 30 ページの市認定ヘルパー養成研修修了者10 名のうち就労したのは何人か。

→事務局 令和6 年度修了者の就労の実績値の把握はしていないが、令和6 年度に今まで市認定ヘルパー養成研修を修了した119 人に就労しているかどうかというアンケート調査を行っており、その内容により回答する。回答者66 人のうち、市認定ヘルパーとして仕事を実際に行っていると回答したのは10

名であった。その仕事をしていない理由については、自身の体調の都合や、そもそも同居家族の介護のために受講した人、他にヘルパーではなく、市内のボランティア等で経験を生かしたという回答があった。